

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-20)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施・国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的な枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的な枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,096	1,440	1,383	1,220
		補正予算(b)	0	0	-1	-
		繰越し等(c)	179	86	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	1,275	1,526	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,059	1,211	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						
生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)						

測定指標	「生物多様性」の認識状況 (%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H16年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R元年度	×
		30	-	52	-	-	73	75	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/	
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	○
		国土の35%	86	89	94	95	99	100	
	年度ごとの目標値		/	88	89	91	95	99	/
	生物多様性保全に係る国際的取組の状況	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			第15回生物多様性条約締約国会議(COP15)において、国際交渉に参加し、昆明・モントリオール生物多様性枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等の採択に向けた議論に貢献した。					/	○
年度ごとの目標値		/						/	
生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		生物多様性条約COP15で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、国内施策の基盤強化を図った。					/	○	
年度ごとの目標値		/						/	

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

**<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>**

・「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を2021年1月に公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標を達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、令和4年12月には生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。  
・上記を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。今後は同戦略に基づき取組を進めていくこととしていることから、測定指標の見直しを行うこととする。

・植生図の整備図面数は、令和4年度末時点で、国土の99%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。

**<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>**

・内閣府世論調査によれば、平成26年度の生物多様性の認知度は46%であったが、令和4年度には73%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は84%まで高まり、また90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。  
・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議」(事務局:環境省)において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。  
・事業者の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン(第三版)」を改訂し、令和3年に発足した自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)をはじめとする国際イニシアティブの最新動向を整理し発信した(フォーラム(ステークホルダー組織)への参加団体数は7団体(発足当初)から100団体(令和4年度末)まで増加)。令和4年度に実施したネイチャーポジティブ経済研究会では、ネイチャーポジティブ経済への移行による国内の影響を評価、議論し、令和5年度に策定予定のネイチャーポジティブ経済移行戦略について議論を開始した。

**<国際的枠組への参加>**

以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。  
・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有するとともに、オンラインで開催したシンポジウム等を通じて一般市民に向け共有した。  
・昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択に向けた複数の公開作業部会(OEWG)等に参加するとともに、COP15において当該新枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等に関する交渉を行った。

評価結果

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

施策の分析

**<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>**

・生物多様性国家戦略2012-2020についての総合的な点検結果や昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、全ての都道府県で生物多様性地域戦略が策定されるなど、施策の方向性は妥当であると考えている。  
・一方で、生物多様性国家戦略2023-2030において今後取り組むべき新たな国別目標が成立したため、引き続き定期的な点検・評価を行い進捗状況を把握する必要がある。また、生物多様性地域戦略については、小規模自治体においてはまだ策定が進んでおらず、生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえた地域戦略の改定も推進する必要があることから、引き続き専門家派遣等の支援を行っていく必要がある。

**<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>**

・「生物多様性」の認識状況は令和元年度の測定結果から上昇基調にあり、マルチステークホルダープラットフォームを活用した普及啓発もこれに寄与していると考えられるが、目標値には未達であるため、様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、ネイチャーポジティブ実現のための取組を継続して進めていく必要がある。  
・民間参画ガイドラインの公表や事業者向けの自然関連情報開示に関する情報提供、またネイチャーポジティブ経済研究会等を通じたネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定等により、事業者の生物多様性保全への参画を促進していく必要がある。

**<国際的枠組への参加>**

・生物多様性条約関連会合において、日本が重視している、30by30,NbS,生物多様性国家戦略の改定等が新たな世界目標である昆明・モンリオール生物多様性枠組に盛り込まれるなど施策の方向性は妥当である。  
・生物多様性の保全に関する国際議論や、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等について、国内外の関心が高まるとともに他分野との連携を求められており、引き続き積極的に参加する必要がある。  
・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>  <b>&lt;生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集&gt;</b>          ・昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択され、これを踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、各種施策の取組を改善し新たな世界目標及び国別目標を達成するために各種施策に必要な情報の収集・整備・提供することは今後も取り組む意義のあるものである。          ・そのため、生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえて、特に地域における生物多様性地域戦略の策定支援の継続や自然を活用した活用策(NbS)の地域実装等にかかる情報収集や施策の推進を実施する必要がある。</p> <p><b>&lt;生物多様性に関する各界各層への普及啓発&gt;</b>          ・2022年12月に採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組の採択を受け、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。</p> <p><b>&lt;国際的枠組への参加&gt;</b>          ・生物多様性の損失は人類史上例を見ない速度で進んでおり、これを食い止め反転させていくためには、世界全体での取組を行っていくことが必要不可欠である。世界的に効果的な取組を進めていくためにも国際的な議論は重要であり、今後もこの施策を継続していく意義がある。          ・2022年12月に採択された、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の実行に向けては、我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。          ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に引き続き貢献する。</p> <p><b>【測定指標】</b>  <b>&lt;「生物多様性」の認識状況&gt;</b>          ・生物多様性国家戦略2023-2030での指標を踏まえ、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」に変更する。また、この割合は現状でも90%と高い数値であるため、この数値の維持に努める。</p> <p><b>&lt;全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)&gt;</b>          植生図は生物多様性保全のための政策の策定に必要な基盤情報であることから、この測定指標を継続することが妥当であると考え、令和5年度の国土の100%の整備完了の目標を達成すべく、引き続き整備を行う。</p> <p><b>&lt;生物多様性保全に係る国際的取組の状況&gt;</b>          「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、COP17,19に向けて作成することとなっている国別報告書なども踏まえて、日本としての世界目標への貢献度を総合的に評価することが望ましい。</p> <p><b>&lt;生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化&gt;</b>          「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」に変更する。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において、「ヘッドライン指標」が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があり、達成すべき目標を踏まえたより適切な指標設定と考えられるため。</p>
		<p>学識経験を有する者の知見の活用</p> <p>・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> <p>生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果          生物多様性国家戦略2023-2030</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果 生物多様性国家戦略2023-2030
---------------------------	--

担当部局名	自然環境局 自然環境計画課	作成責任者名	則久雅司(自然環境計画課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	------------------	--------	----------------	----------	--------